



小島国際法律事務所
東京都千代田区五番町 2-7
五番町片岡ビル 4 階 〒102-0076
Tel: 03-3222-1401 Fax: 03-3222-1405

「改正会社法の内容とその実務対応」 セミナーのご案内

2014年6月20日、国会において「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下「改正会社法」。）が可決・成立し、同月27日に公布されました。

改正会社法は、監査等委員会設置会社の創設、社外取締役の要件の厳格化、多重代表訴訟制度の創設、組織再編等の差止請求の拡充等、会社法全般にわたって重要な変更を加えています。今回の改正は2005年の会社法制定以来の大改正とも言われており、実務に大きな影響を与えることが予想されます。

改正会社法は本年5月1日から施行される予定であることから、6月の株主総会においては改正の内容を踏まえた対応が必要となります。

そこで、当事務所においては改正会社法の内容を分かりやすく説明するとともに、改正を踏まえた実務上の対応を解説するセミナーを開催することといたしました。ご質問等にも丁寧にお答えできるよう比較的少人数で行う予定です。

【セミナーの概要】

テーマ	改正会社法の内容とその実務対応
日時	2015年3月13日（金） 14:00 開始 17:00 終了予定
会場	小島国際法律事務所 会議室
講師	光内法雄（弁護士）、赤塚洋信（弁護士）、寺田達郎（弁護士）
参加費用	無料
申込方法	本書末尾に記載されているメールアドレス宛に、①社名及び部署名、②氏名、③連絡先（メールアドレス及び電話番号）を記入の上、お申し込みください。
※ 会場の都合上、定員になり次第、お断りする場合がございます。	

[プログラム]

- 14:00 ご挨拶
- 14:10 第1部 改正会社法の概要
改正の内容をテーマ毎に整理してその概要を説明します
- 14:40 第2部 コーポレートガバナンスの強化
監査等委員会設置会社の創設と社外取締役に関する改正点について具体例を交えて解説します
- 15:50 休憩
- 16:00 第3部 親子会社・組織再編行為
多重代表訴訟制度の創設と組織再編行為に関する改正点についてポイントを絞って解説します
- 16:45 質疑応答



小島国際法律事務所
東京都千代田区五番町 2-7
五番町片岡ビル 4 階 〒102-0076
Tel: 03-3222-1401 Fax: 03-3222-1405

[講師紹介]

弁護士 光内法雄

2006 年弁護士登録。東京大学文学部卒業。IT 企業の経営権紛争訴訟、大手医療機器メーカーによる企業買収等、会社法関連案件を多数取り扱う。“Directors’ Liability: A Worldwide Review 2nd Edition” (Kluwer Law International 2010 年) の日本法パートを執筆。

弁護士 赤塚洋信

2008 年弁護士登録。東京大学法学部卒業、法政大学法科大学院修了、Indian Law Institute 修了。メーカーの経営権紛争訴訟、組織再編における株式買取請求等の案件を取り扱う。経営法友会月例会での講演。論文「組織の構築、不正防止の仕組み、コンプライアンスを軸とした子会社管理」ザ・ローヤーズ 2015 年 2 月号。

弁護士 寺田達郎

2012 年弁護士登録。慶應義塾大学理工学部卒業、東北大学法科大学院修了。入所以来、国際・国内の契約法務、企業間紛争等を扱う。著作に Globe Business Planning 「Company Formation: A Practical Global Guide」(第 3 版・共著)。

会社法の改正に合わせて会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）の改正案も公表されています。本セミナーにおいては規則への委任事項について会社法施行規則（案）にも言及する予定です。

また、今回の主要な改正点であるガバナンスの強化に関連して、2014 年 12 月 12 日に「コーポレートガバナンス・コード（原案）」が公表されています。同コードは最終的な内容を確定したうえで、本年 6 月 1 日から上場企業に適用される見込みです。本セミナーにおいては必要な範囲でコーポレートガバナンス・コードの内容についても触れる予定です。なお、コーポレートガバナンス・コードへの具体的な対応については、ご依頼があれば個別にアドバイス・サポートを行っております。

本セミナーに関するお問い合わせは下記までお願いいたします。ぜひご参加ください。

小島国際法律事務所

担当窓口 松谷（秘書）

Tel: 03-3222-1401 Fax: 03-3222-1405

Email: newsletter@kojimalaw.jp

